

# 茨城県総合計画審議会次第

平成 26 年 11 月 21 日(金)午後 2 時 00 分～4 時 00 分  
茨城県市町村会館 1 階「講堂」

- 1 開 会
- 2 茨城県総合計画審議会委員の委嘱
- 3 知事あいさつ
- 4 茨城県総合計画審議会会長，副会長の選任
- 5 会長，副会長あいさつ
- 6 新しい県総合計画策定の諮問
- 7 議 事
  - (1) 諮問理由及び新しい県総合計画策定基本方針について
  - (2) 部会の設置について
  - (3) 部会に属すべき委員について
  - (4) 審議スケジュールについて
  - (5) 県民意見の聴取について
  - (6) 茨城県の現状と課題等について
- 8 その他
- 9 閉 会

## 配付資料一覧

○茨城県総合計画審議会 次第，席次表，委員名簿，条例

### 【 資料 1 】

- 諮問書（写し）
- 新しい県総合計画策定基本方針
- 部会の設置について（案）
- 審議スケジュールについて（案）
- 県民意見の聴取について（案）

### 【 資料 2 】

- 時代の潮流と茨城の特性
- 現行計画の進捗状況の概要
- 県民選好度調査結果（速報版）

### 【 参考資料 】

- 現行計画の進捗状況（生活大県プロジェクト，数値目標の評価書）
- 国土形成計画（全国計画）の概要
- 首都圏広域地方計画の概要
- 国土のグランドデザイン 2050 の概要
- 国土強靱化基本計画の概要
- まち・ひと・しごと創生法案等の概要

# 茨城県総合計画審議会 席次表

【日時】平成26年11月21日(金)14:00～16:00

【場所】茨城県市町村会館1階「講堂」

橋本 昌 会 副  
知事 長 会長

○ ○ ○

ス  
テ  
ー  
ジ

会田 真一 委員 ○  
雨谷 和宏 委員 ○  
板本 洋子 委員 ○  
内山 洋司 委員 ○  
小川 哲哉 委員 ○  
鬼澤 邦夫 委員 ○  
金森 有子 委員 ○  
金山 敏彦 委員 ○  
川上ヒロ子 委員 ○  
川上美智子 委員 ○  
久野美和子 委員 ○  
神戸 礼子 委員 ○  
小濱 裕正 委員 ○  
小松 満 委員 ○  
西連寺節子 委員 ○  
関 正夫 委員 ○  
高橋日出男 委員 ○  
田口 文明 委員 ○

和田祐之介 委員 ○  
和田 浩美 委員 ○  
吉岡 鞠子 委員 ○  
横山 博子 委員 ○  
山本みゆき 委員 ○  
藤原 広行 委員 ○  
藤原 浩 委員 ○  
平塚 修 委員 ○  
羽多野佳二 委員 ○  
蓮見 孝 委員 ○  
根本 経子 委員 ○  
西野由希子 委員 ○  
西川壮太郎 委員 ○  
中山 俊恵 委員 ○  
中崎 妙子 委員 ○  
館岡 司 委員 ○

(幹事席)

○ 政策監 ○  
○ 総務部企画監 ○  
○ 企画部企画監 ○  
○ 生活環境部企画監 ○  
○ 保健福祉部企画監 ○  
○ 商工労働部企画監 ○  
○ 農林水産部企画監 ○  
○ 土木部企画監 ○  
○ 企業局企画経営室長 ○  
○ 病院局経営管理課企画室長 ○  
○ 教育庁教育企画監 ○  
○ 警察本部警務部警務課管理官 ○

○ ○ ○ ○



根 野 西 清  
本 口 野 水  
地 企 参 企  
域 画 事 画  
計 部 兼 課  
画 長 企  
課 長 画  
課 副  
長 参  
事

(事務局席)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

(記者席)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

出入口



## 茨城県総合計画審議会委員名簿

任期：2年間（平成26年11月21日～平成28年11月20日）

（50音順，敬称略）

No.	氏名	所属等
1	会田 真一	茨城県市長会会長（守谷市長）
2	雨谷 和宏	茨城県青年団体連盟会長
3	石田 東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
4	板本 洋子	NPO 法人全国地域結婚支援センター代表
5	内山 洋司	筑波大学システム情報系教授
6	小川 哲哉	茨城大学教育学部教授
7	鬼澤 邦夫	茨城産業会議議長（㈱常陽銀行代表取締役会長）
8	加倉井 豊邦	茨城県農業協同組合中央会会長
9	金森 有子	国立環境研究所社会環境システム研究センター主任研究員
10	金山 敏彦	産業技術総合研究所副理事長
11	川上 ヒロ子	茨城県消費者団体連絡会会長
12	川上 美智子	茨城キリスト教大学大学院生活科学研究科長
13	久野 美和子	埼玉大学特命教授
14	小池 邦彦	東日本旅客鉄道㈱執行役員水戸支社長
15	神戸 礼子	茨城県女性団体連盟会長
16	小濱 裕正	㈱カスミ代表取締役会長
17	小松 満	茨城県医師会会長
18	西連寺 節子	水戸市国際交流協会評議員
19	関 正夫	茨城県社会福祉協議会会長（関彰商事㈱代表取締役会長）
20	高橋 日出男	茨城産業人クラブ会長（㈱協立製作所代表取締役社長）
21	田口 文明	茨城県市議会議長会会長（水戸市議会議長）
22	館岡 司	㈱日立製作所電力システム社日立事業所副事業所長
23	徳成 卓也	東日本電信電話㈱茨城支店長
24	中崎 妙子	一級建築士（アーキテクチュアサービスナカザキ代表）
25	中山 俊恵	日立市教育委員会教育長
26	西川 壮太郎	ジェトロ茨城貿易情報センター所長
27	西野 由希子	茨城大学人文学部教授
28	根本 経子	那珂湊漁業協同組合女性部部长
29	蓮見 孝	札幌市立大学理事長・学長
30	羽多野 佳二	東京電力㈱茨城支店長
31	平塚 修	茨城県森林組合連合会代表理事会長
32	藤原 浩	食文化研究家，フードアナリスト
33	藤原 広行	防災科学技術研究所社会防災システム研究領域長
34	村田 昌子	茨城県看護協会会長
35	山口 香	筑波大学大学院体育系准教授
36	山本 みゆき	阿見町消防団部長
37	横山 博子	つくば国際大学産業社会学部教授
38	吉岡 鞠子	茨城県中小企業レディース中央会会長（筑波山江戸屋代表取締役）
39	和田 浩美	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長
40	和田 祐之介	茨城県商工会議所連合会会長（㈱祐月本店代表取締役会長）

## ○茨城県総合計画審議会条例

平成6年3月30日  
茨城県条例第4号

茨城県総合計画審議会条例を公布する。

茨城県総合計画審議会条例

(設置)

第1条 県の総合計画について調査審議するため、茨城県総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、県の総合計画について調査審議し、その結果について、知事に答申するものとする。

2 審議会は、前項のほか、知事の諮問に応じ、国土総合開発法(昭和25年法律第205号)第7条の2の規定に基づく県の総合開発計画について調査審議し、その結果について、知事に答申するものとする。

3 審議会は、必要があると認めるときは、前2項に規定する県の総合計画等に関し、知事に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員50人以内で組織する。

- (1) 県議会の議員
- (2) 市町村の長
- (3) 市町村の議会の議長
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、知事が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、特定の事項の調査審議のため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、知事が委嘱する。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者からその意見を聴くことができる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の調査審議する事項について、委員を補佐する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 茨城県総合開発審議会条例(昭和25年茨城県条例第42号)は、廃止する。